

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会 第4回 会議資料

○報告事項

- | | | |
|--------|-----------------------------|------|
| 報告第 8号 | 合併手続きの経過について・・・・・・・・・・ | P 1 |
| 報告第 9号 | 合併協定項目の具体的な調整結果について・・・・・・・・ | P 3 |
| 報告第10号 | 合併協定項目以外の主な調整結果について・・・・・・・・ | P 38 |
| 報告第11号 | 新市の組織機構について・・・・・・・・・・ | P 48 |

日時：平成21年12月25日（金）午後2時

会場：栃木市保健福祉センター

報告第8号

合併手続きの経過について

合併手続きの経過について、別紙のとおり報告する。

平成21年12月25日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

合併手続きの経過について

- 1 1月17日 1市3町の合併について、総務省との事前協議の結果、異議なしとの回答

- 1 1月24日 栃木県市町村合併推進構想の見直し
 - ・優先的な合併枠組みとして1市3町に変更

- 1 2月14日 栃木県議会において廃置分合議案を議決

- 1 2月15日 栃木県知事決定、総務省へ届出

報告第9号

合併協定項目の具体的な調整結果について

合併協定項目の具体的な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成21年12月25日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長 日向野 義幸

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

【合併協定項目 1 5】 使用料、手数料等の取扱いについて	
調整の方針	<p>使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。</p> <p>(1) ・施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。</p> <p>・その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。</p> <p>(2) 手数料は、原則として合併時に統一する。</p>

合併時に再編するもの

区分	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
法定外公共物使用料	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成 19 年度新規申請実績】 法定外公共物使用許可申請件数 116 件 法定外公共物使用廃止届件数 20 件</p>	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成 19 年度新規申請実績】 法定外公共物使用許可申請件数 8 件 法定外公共物使用廃止届件数 2 件</p>	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成 19 年度新規申請実績】 公共物使用許可申請件数 7 件 公共物使用廃止届件数 0 件</p>	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成 19 年度新規申請実績】 法定外公共物使用許可申請件数 6 件 法定外公共物使用廃止届件数 0 件</p>	<p>栃木市の使用料を基に新市の使用料を P 6 別紙 のとおり設定する。</p>

		現 況				具体的な調整結果
区分	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
法定外 公共 使用料	【更新申請実績】 使用許可更新件数(水路) 331件	【更新申請実績】 使用許可更新件数 0件	【更新申請実績】 使用許可更新件数(水路) 1件	【更新申請実績】 使用許可更新件数(水路) 0件		
	使用許可更新件数(道路) 41件		使用許可更新件数(道路) 0件	使用許可更新件数(道路) 0件		
	現在の占用許可期限 平成25年3月31日	現在の占用許可期限 平成22年3月31日 平成27年3月31日	現在の占用許可期限 平成22年3月31日 平成23年3月31日 平成24年3月31日	現在の占用許可期限 平成22年3月31日 平成23年3月31日 平成24年3月31日 平成25年3月31日 平成28年3月31日		
	占用許可期間 5年	占用許可期間 10年	占用許可期間 3～10年	占用許可期間 5年及び10年		
	水路 528円/m ²	水路 110円/m ²	水路 100円/m ²	水路 110円/m ²		

別紙

1 法定外公共物を使用する場合

区分	単位	使用料（円）
栃木市道路占用条例別表に定める占用物件	栃木市道路占用条例別表に定める単位及び占用料の額	
通路	1平方メートルにつき1年	150
材料置場等		150
広場、運動場等		32
一時的に利用する駐車場、遊戯場等	1平方メートルにつき1月	244
農地又は採草放牧地	1平方メートルにつき1年	4
上記以外の使用	市長がその都度定める額	

2 産出物を採取する場合

区分	単位	採取料（円）	
砂利	1立方メートル	250	
切込砂利		240	
栗石		250	
砂		210	
土砂		150	
玉石	径が0.15メートルを超え0.3メートル以下のもの	310	
		400	
	径が0.3メートルを超え0.5メートル以下のもの	1個	100
			140
			220
			220円に1.2メートルに0.1メートル又はその端数を加えるごとに50円を加算した額
径が0.5メートルを超え0.6メートル以下のもの			
径が0.6メートルを超え0.9メートル以下のもの			
径が0.9メートルを超え1.2メートル以下のもの			
径が1.2メートルを超えるもの			
その他の産出物の採取	時価を基準にしてその都度市長が定める額		

道路占用条例 別表

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項 第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	630
	第 2 種電柱		970
	第 3 種電柱		1,300
	第 1 種電話柱		560
	第 2 種電話柱		900
	第 3 種電話柱		1,200
	その他の柱類		56
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	6
	地下電線その他地下に設ける線類	1 年	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	550
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,100
	郵便差出箱		470
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000
その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる 物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	24
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		34
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		51
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		67
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		100
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		130
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		240
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		340
外径が 1 メートル以上のもの		670	

法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設				1,100
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000
	地下に設ける通路			600
その他のもの			1,100	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	20
	その他のもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000
	標識		1 本につき 1 年	900
	旗ざお		1 本につき 1 月	200
	幕（令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設を除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	20
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
	アーチ		1 基につき 1 月	2,000
令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料			占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設				110
令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.014 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.01 を乗じて得た額
備考				
1 金額の単位は、円とする。				
2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分をいうものとする。				
3 「令」とは、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）をいうものとする。				
4 A は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。				

【合併協定項目 17】 補助金、交付金等の取扱いについて

調整の方針

補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。

合併時に再編するもの

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	消防団互助会補助金 845,000 円	消防団互助会補助金 130,000 円	—	消防団役員運営補助金 55,000 円	合併時に新市消防団互助会補助金として一本化する。 5,220,000 円 (内訳) ・ 団本部 200,000 円 ・ 各方面隊 400,000 円×4 方面隊 1,600,000 円 ・ 各部 60,000 円×57 部 3,420,000 円
2	—	消防団運営補助金 400,000 円	消防団運営補助金 392,000 円	消防団団員運営補助金 422,000 円	
3	—	消防団活性化事業補助金 1,500,000 円	—	—	
4	婦人防火クラブ補助金 13 団体×6,000 円 78,000 円	女性防火クラブ補助金 1 団体 76,000 円	—	婦人防火クラブ補助金 1 団体 10,000 円	現行のとおりとする。
5	自主防災組織育成補助金 1 団体 200,000 円	—	自警消防団ポンプ整備補助金 1 団体 10,000 円	—	自主防災組織育成補助金は、自主防災組織設立時の補助金として栃木市の制度を基準とする。 1 団体 200,000 円 自警消防団ポンプ整備補助金は、自主防災組織や自警消防団の活動に対する補助金として藤岡町の制度を基準とする。 1 団体 10,000 円

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	—	大平町交通事故防止町民大会補助金 600,000 円	—	—	合併時に、新市の交通事故防止市民大会補助金とする。 600,000 円
7	—	—	消費生活リーダー養成講座旅費補助金	※報償費で支出	消費生活リーダー養成講座受講での個人の資質向上を目指すものであり、現状においては受益者負担になじむものと考えられるため、合併時に廃止する。
8	※人間ドック等検診事業（委託料） 定額 15,000 円	人間ドック等検診費補助金 検診費用の 1/2 限度額 20,000 円	人間ドック等（生活習慣病）検診費補助金 検診費用の 2/3 限度額 人間ドック 40,000 円 脳ドック 50,000 円 併用 50,000 円	人間ドック（成人病）検診費補助金 検診費用の 1/2 限度額 40,000 円	検診費用の 1/2 限度額 30,000 円
9	栃木市機械式生ごみ処理機設置費補助金 補助率 処理機本体価格（消費税含む）の 1/2 限度額 10,000 円	大平町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金 ・電気式生ごみ処理機 補助率 購入費の 1/2 限度額 40,000 円	藤岡町家庭用生ごみ処理機設置費補助金 補助率 処理機本体価格（消費税含む）の 1/2 限度額 20,000 円	都賀町家庭用生ごみ処理機設置費補助金 補助率 処理機本体価格（消費税含む）の 1/2 限度額 10,000 円	藤岡町の例により統合する。 補助率 処理機本体価格（消費税含む）の 1/2 限度額 20,000 円
10	—	大平町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 補助額 1 キロワット当たり 30,000 円 限度額 120,000 円	—	—	大平町の例により新市に適用する。 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 補助額 1 キロワット当たり 30,000 円 限度額 120,000 円

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
11	栃木市し尿収集交付金 ・遠距離し尿収集交付金 交付額 軽油単価×汲み取り日数 ×軽油使用量×12 か月× 1/2	—	—	—	現行のとおりとする。
12	—	—	—	ごみ減量・リサイクル支援 事業補助金 予算の範囲内で事業に要 した経費	合併時は現行のとおりとし、全 市域への適用は新市において検 討する。
13	老人クラブ活動等補助金 1クラブ当り 基本額 36,000円 会員割 29人以下 5,000円 30～49人 10,000円 50～69人 15,000円 70人以上 20,000円 計 3,585,120円	老人クラブ活動等補助金 1クラブ当り 基本額 10,000円 人数割 750円×人数 計 1,250,000円	老人クラブ活動等補助金 1クラブ当り 均等割 26,400円 会員割 240円×会員数 計 955,440円	老人クラブ活動等補助金 1クラブ当り 32,400円 計 810,000円	栃木市の例により統一する。 H20 6,600,560円 再編後 7,395,000円
14	老人スポーツ大会助成金 200,000円	(老人クラブ連合会補助 金に含まれている。)	(老人クラブ連合会補助 金に含まれている。)	高齢者生きがい対策事業 補助金 (老人クラブ連合会補助 金よりの支出) 544,500円	老人クラブ連合会が主催する老 人スポーツ大会等を含んだ、事 業費補助金としての会計の一本 化を図る。
15	シルバー人材センター補 助金 10,000,000円	シルバー人材センター補 助金 6,730,000円	シルバー人材センター補 助金 3,880,000円	シルバー人材センター補 助金 2,300,000円	1行政区1センターとなるた め、国の補助金率算定による金 額とする。

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
16	—	—	—	介護員養成研修補助金 ・介護員養成研修 140,000円 ・認知症ケア講演会 100,000円	現行のとおりとする。
17	地域活動支援センター運営補助金 (平成21年度～)	—	—	—	栃木市の補助金は、平成21年度で休止し、平成22年度は、全施設に対し委託料として支出することとする。
18	—	社会福祉施設運営費補助金 平成20年度補助金交付なし。	—	—	大平町の条例施行規則を基本として、全市を対象とする。
19	幼稚園就園奨励費補助金 94,735,000円	幼稚園就園奨励費補助金 46,114,000円	幼稚園就園奨励費補助金 19,790,000円	幼稚園就園奨励費補助金 16,921,000円	大平町のを綱を中心に再編し、補助要件は現行のとおりとする。 国庫補助対象外に当たる世帯の補助金額については、1世帯当たり6,000円に統一する。 H20 1,985,000円 再編後 2,124,000円
	・国庫補助対象外補助事業 1世帯当たり 5,000円	・国庫補助対象外補助事業 1世帯当たり 6,000円	・国庫補助対象外補助事業 1世帯当たり 6,000円	・国庫補助対象外補助事業 1世帯当たり 5,000円	

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
20	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園教育助成補助金 1園当たり 500,000円	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園運営費補助事業補助金 1園当たり 100,000円	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園教育助成補助金 1園当たり 170,000円	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園教育助成補助金 1園当たり 90,000円	私立幼稚園運営費補助金として、1園あたり300,000円に統一する。補助対象については調整する。 H20 5,640,000円 再編後 4,500,000円
	・私立幼稚園子育て支援事業費補助金 1園当たり 200,000円	・わんぱく子育てランド事業補助金 1園当たり 400,000円	・わんぱく子育てランド事業補助金 1園当たり 400,000円	—	私立幼稚園子育て支援事業費補助金と私立幼稚園子育てランド事業補助金(県補助事業実施園のみ対象)を一本化して、1園あたり400,000円に統一する。 H20 3,600,000円 再編後 6,000,000円
21	幼稚園第三子以降特別補助金 1世帯当たり 3/10補助	第三子以降保育料支援事業補助金 1世帯当たり 全額補助	—	幼稚園第三子以降特別補助金 1世帯当たり 一律20,000円	大平町の要綱を中心に再編し、補助要件についても保育料を全額補助とする大平町の例により統一する。 H20 17,983,000円 再編後 42,383,000円
22	全国菓子大博覧会補助金 50,000円	—	—	—	現行のとおりとする。 50,000円

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
23	栃木県メーデー下都賀地区大会補助金 50,000 円	—	—	—	現行のとおりとする。 50,000 円
24	連合栃木下都賀地域連絡協議会福利厚生活動補助金 100,000 円	連合栃木下都賀地域協議会補助金（メーデー補助含む） 30,000 円	—	—	栃木市の金額のとおりとする。 100,000 円
25	中小企業融資保証料補助金 ・市制度融資利用者 ・補助率 予算の範囲内 19年度 全額 20年度 9割	中小企業融資保証料補助金 ・町制度融資及び県商工会連合会の商工貯蓄共済制度利用者 ・補助率 全額(50,000 円限度) 利子補給金を受けようとする場合は、高額な方	中小企業融資保証料補助金 ・町制度融資利用者 ・補助率 全額	中小企業融資保証料補助金 ・町制度融資利用者 ・補助率 1/2 (50,000 円限度) 完済後に交付	・対象 市制度融資利用者 ・補助率 全額 なお、合併前の補助制度を受けているものは、期間満了まで継続交付する。
26	—	中小企業者利子補給金 ・(株)日本政策金融公庫の融資及び(財)栃木県産業振興センターの小規模企業者等設備導入資金融資利用者 ・補給率 借入元金の 1% 以内 (30,000 円限度) 借入れた年度に 1 回限りで、信用保証料補助金を受けようとする場合は、高額な方	—	中小企業融資資金利子補給金 ・町制度融資利用者 ・補給率 0.7% ・交付期間 5 年以内	利子補給金は廃止し、保証料補助金に一本化する。 なお、合併前の補助制度を受けているものは、期間満了まで継続交付する。

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
27	農業近代化資金利子補給金 農業近代化資金の借入金利子に対する補助 0.5%以内：10年以内 647,000円	農業近代化資金利子補給費 農業近代化資金の借入金利子に対する補助 (農業近代化資金 1.0%以内：全期間) (農業経営基盤強化資金 0.135%以内：全期間) 1,053,000円	農業近代化資金利子補給事業補助金 農業近代化資金の借入金利子に対する補助 1.0%以内：全期間 432,000円	農業近代化資金利子補給金 農業近代化資金の借入金利子に対する補助 0.7%以内：全期間 308,000円	農業近代化資金利子補給金 0.5%以内 全期間 農業近代化資金特別利子補給金 0.5%以内 全期間 農業経営基盤強化資金利子助成金 0.25%以内 全期間 ただし、合併前に承認されたものについては、承認された合併前の各市町の制度に準ずる。
	農業近代化資金特別利子補給金 農業近代化資金の借入金利子に対する補助(認定農業者に対する上乘せ分) 0.5%以内：10年以内 539,000円				
	農業経営基盤強化資金利子助成金 農業経営基盤強化に借入金利子に対する補助 0.25%：全期間 166,000円		農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金 農業経営基盤強化に借入金利子に対する補助 0.135%以内：全期間 187,000円	農業経営基盤強化資金利子補給金 農業経営基盤強化に借入金利子に対する補助 0.135%以内：全期間 28,000円	
				農業経営安定資金利子補給金 農業者の経営等安定資金の借入れ利子に対する補助(町単) 0.8%：7年以内 248,000円	

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
28	市単独土地改進黨業補助金 ・かんがい排水事業 100分の30以内 ・機械揚水事業 100分の30以内 ・暗渠排水事業 100分の10以内 ・ほ場整備事業 100分の10以内 ・床締客土事業 100分の10以内 ・農道整備事業 100分の30以内 ・災害復旧事業 100分の50以内	町単独土地改進黨業補助金 ・かんがい排水事業 100分の40以内 ・区画整理事業 100分の40以内 ・機械揚水事業 100分の20以内 ・暗渠排水事業 100分の40以内 ・客土事業 100分の40以内	町単独土地改進黨業補助金 100分の10以内	—	・かんがい排水事業 ・機械揚水事業 ・暗渠排水事業 ・ほ場整備事業 ・床締客土事業 ・農道整備事業 ・災害復旧事業 補助率は、20/100以内とする。
29	県単独土地改進黨業補助金 ・かんがい排水事業 100分の20以内 ・ほ場整備事業 100分の20以内 ・農道整備事業 100分の20以内	県単独土地改進黨業補助金 ・かんがい排水事業 100分の30以内 ・区画整理事業 100分の20以内 ・機械揚水事業 100分の20以内 ・畑地かんがい事業 100分の20以内	県単独土地改進黨業補助金 100分の20以内	県単独土地改進黨業補助金 ・ほ場整備事業 100分の20以内	・かんがい排水事業 ・ほ場整備事業 ・農道整備事業 ・機械揚水事業 ・畑地かんがい事業 補助率は、20/100とする。
30	団体営土地改進黨業補助金 事業ごとに補助率を判断し補助する。	団体営土地改進黨業補助金 事業ごとに補助率を判断し補助する。	団体営土地改進黨業補助金 事業ごとに補助率を判断し補助する。	団体営土地改進黨業補助金 ・基盤整備事業 100分の19以内 ・基盤整備事業(特別指定事業) 100分の25以内	補助率は、10/100以内とする。

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	—	土地改良施設維持管理適 正化事業 100分の10以内	土地改良施設維持管理適 正化事業 100分の10以内	土地改良施設維持管理適 正化事業 100分の10以内	補助率は、10/100以内とする。
32	—	農地・農業用施設災害復旧 事業補助金 ・農地 100分の10以内 ・農業施設 100分の10以内	農地・農業用施設災害復旧 事業補助金 ・農地 100分の10以内 ・農業施設 100分の10以内	農地・農業用施設災害復旧 事業補助金 ・農地 100分の10以内 ・農業施設 100分の10以内	補助率は、10/100以内とする。
33	—	—	土地改良連絡協議会補助金 25,000円	—	平成22年度に限り、50,000円を 補助する。
34	農地有効利用支援整備事 業 100分の50	農地有効利用支援整備事 業	農地有効利用支援整備事 業	農地有効利用支援整備事 業	補助率は10/100以内とする。
35	土地区画整理事業補助金 事業計画に定められた 資金計画の支出合計額か ら都市計画事業に係る補 助金及び土地区画整理法 第120条の負担金を減じて 得た額に、都市計画事業に 係る補助の対象用地及び 法第120条の負担金の対象 用地を除いた区域内の公 共減歩率を乗じて得た額	土地区画整理組合補助金 事業に要する経費に対 する補助率は、15パーセン ト以内	土地区画整理事業補助金 事業計画の設計の減歩 率計算表中合算減歩率が 20パーセントを超えるも のについて合算減歩地積 に整理前の地区平均評価 額を乗じて得た額の7パー セント以内	土地区画整理事業補助金 総事業費に公共減歩率 を乗じた金額以内 ただし、国又は県の補助 事業を導入する場合は、国 庫補助金、県費補助金、公 共施設管理者負担金等の 補助対象となる事業費の 額を総事業費から減じた 額に公共減歩率を乗じた 金額以内 前項の町補助金を導入 しても、合算減歩率が3割 を超える事業の場合は、3 割を超える減歩率相当額 を上限として前項補助金 に加算して補助	補助金の額については、総事業 費に公共減歩率を乗じた金額以 内とする。なお、他の補助金等 がある場合は、その額を総事業 費から除くものとする。 ただし、合併時において施行中 の組合については、旧市町の例 によるという経過措置を補助金 交付規則に定める。

No.	現況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
36	<p>栃木市町内公民館建築費補助金</p> <p>①新築または改築に要する工事費に対し、工事費10,000,000円を限度としてその2割以内を予算の範囲内で補助する。ただし、土地の取得費、事務費等は補助の対象としない。</p> <p>②蔵づくり町内公民館の建設費に対し、500,000円を限度として予算の範囲内で補助する。</p> <p>2,000,000円</p>	<p>大平町自治会公民館建築費等補助金</p> <p>新築、改築、増築、改修及び補修に要する工事費に要する工事費2,000,000円以上に対し、工事費総額の2分の1以内5,000,000円を限度として、予算の範囲内で補助する。ただし土地の取得費、事務費及び消費税等は補助の対象としない。</p> <p>3,278,000円</p>	<p>藤岡町自治会公民館建設費補助金</p> <p>建設費の10%以内とし、最高1,000,000円を限度として予算の範囲内で交付する。</p> <p>1,000,000円</p>	<p>都賀町自治会公民館建築費補助金</p> <p>①自治会公民館の新築又は改築に要する工事費に対し100分の20を乗じて得た金額以内を交付し、最高額2,000,000円までとし、他の事業等による補助金の交付を受けた場合は適用しない。なお、他の事業等による補助金の交付額が2,000,000円未満の場合は、その差額を交付する。ただし、土地の取得費、事務費等は補助の対象としない。</p> <p>②一部改築、増築等においては、町長が必要と認めた場合には、補助金を交付することができる。</p> <p>③既設の自治会公民館を処分し新たに建築する場合は、当該建物を時価に評価し、その評価額を補助対象額から控除するものとする。</p> <p>0円</p>	<p>補助対象額は2,000,000円以上とし、補助率は30%、補助金限度額は3,000,000円とする。新築、改築を対象とし、建物の購入費は対象とし、土地の購入費は対象外とする。</p> <p>(一度補助を受けると以後20年間、同補助金は受けられない。)</p>
37	—	—	<p>ユースリーダーズクラブ補助金(現在休止)</p> <p>0円</p>	—	合併時に廃止する。

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
38	—	—	わたらせ友の会補助金 18,000 円	—	平成22年度は交付し、平成23年度以後は廃止の方向で検討する。 18,000 円
39	栃木市PTA連合会育成補助金 235,000 円	PTA連合会補助金 105,000 円	PTA連合会補助金 30,000 円	PTA連合会補助金 45,000 円	市PTA連合会に一括して補助。連合会から各支部(旧市町)に、会員数に応じて分配する。 415,000 円
40	ガールスカウト栃木県第9団育成補助金 20,000 円	—	—	—	旧町からの加入者もあり、広域性のある団体であるので、現行のとおりとする。 20,000 円
41	栃木ユネスコ協会育成補助金 20,000 円	—	—	—	旧町からの加入者もあり、広域性のある団体であるので、現行のとおりとする。 20,000 円
42	幼稚園PTA連合会育成補助金 105,000 円	—	—	—	旧町内にある幼稚園に対して加入を働きかけ、速やかに一体性を確立するため現行のとおりとする。 105,000 円
43	家庭教育オピニオンリーダー会育成補助金 30,000 円	—	家庭教育オピニオンリーダーの会(どうなっクラブ)補助金 17,000 円	—	旧市町によって実情が異なるため、活動状況に応じて補助する。 267,000 円
44	「小さな親切」運動栃木支部育成補助金 50,000 円	—	—	—	旧町からの加入者もあり、広域性のある団体であるので、現行のとおりとする。 50,000 円

No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
45	地域女性連絡協議会育成補助金 105,000 円	—	—	—	旧町内にある女性会に対して加入を働きかけ、速やかに一体性を確立するため現行のとおりとする。 105,000 円
46	地区女性会育成補助金 100,000 円	女性の会補助金 120,000 円	—	地域女性会補助金 200,000 円	単位女性会ごとに 40,000 円の補助金を交付する。 (栃木 5 支部、大平 3 支部、都賀 4 支部) ※現行交付額を下回らないよう、事業費として別途計上する。 480,000 円
47	子ども会育成会連絡協議会育成補助金 30,000 円	子ども会育成会連絡協議会補助金 145,000 円	子ども会育成会連絡協議会補助金 250,000 円	子ども会育成会連絡協議会補助金 90,000 円	旧市町単位ごとに 50,000 円の補助金を交付する。 200,000 円 ※現行交付額を下回らないよう、事業費として別途計上する。

合併時までに調整するもの

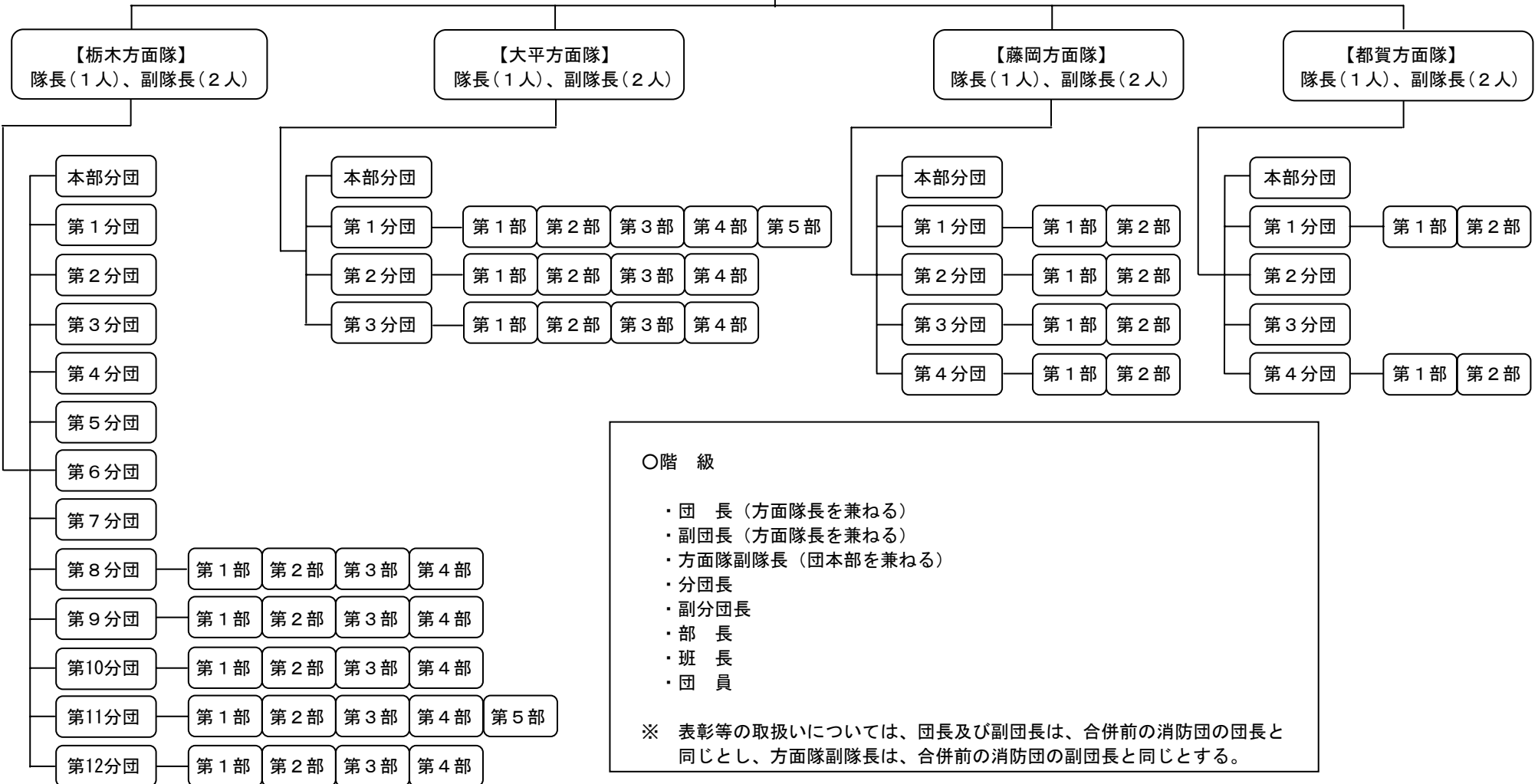
No.	現 況				具体的な調整結果
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
48	—	—	食品衛生協会栃木支部藤岡分会補助金 21,000 円	—	合併時までに廃止の方向で調整をする。
49	老人ホーム運営事業補助金 300,000 円	—	—	—	合併時までに廃止とする。
50	—	チャイルドシート購入費補助 ・申請台数1台目 消費税を含む購入費の1/2(10,000円上限) ・申請台数2台目 消費税を含む購入費の1/2(5,000円上限)	チャイルドシート購入費補助 ・1人に対し1台 消費税を含む購入費の1/2(10,000円上限)	チャイルドシート購入費補助 ・1人につき1台 購入費の1/2 (10,000円上限)	補助内容を統一し、新市全域で実施することとする。 【対象】 満6歳未満の子どもを養育し、チャイルドシートを購入した保護者 【補助金額】 児童1人に対し1台限り購入費の1/2(10,000円上限)

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
【合併協定項目 2 2】 消防団の取扱い	1 消防団については、合併時に再編する。	消防団は、方面隊方式により、栃木市消防団として次ページのとおり再編する。

新市における消防団組織図



※ 団 長 (1人) } 方面隊長を兼ねる。
 副団長 (3人) }
 方面隊副隊長 (8人) 団本部を兼ねる。



○階 級

- ・ 団 長 (方面隊長を兼ねる)
- ・ 副団長 (方面隊長を兼ねる)
- ・ 方面隊副隊長 (団本部を兼ねる)
- ・ 分団長
- ・ 副分団長
- ・ 部 長
- ・ 班 長
- ・ 団 員

※ 表彰等の取扱いについては、団長及び副団長は、合併前の消防団の団長と同じとし、方面隊副隊長は、合併前の消防団の副団長と同じとする。

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果																												
	3 報酬、費用弁償、行事等については、合併時に再編する。	報酬については、次のとおりとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>定員(計 933 人)</th> <th>報酬年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長 (兼方面隊長)</td> <td>1 人</td> <td>250,000 円</td> </tr> <tr> <td>副団長 (兼方面隊長)</td> <td>3 人</td> <td>237,000 円</td> </tr> <tr> <td>方面隊副隊長 (兼団本部)</td> <td>8 人</td> <td>170,000 円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>2 5 人</td> <td>129,000 円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>2 5 人</td> <td>113,500 円</td> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>6 5 人</td> <td>103,000 円</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>1 3 5 人</td> <td>82,500 円</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>6 7 1 人</td> <td>67,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	定員(計 933 人)	報酬年額	団 長 (兼方面隊長)	1 人	250,000 円	副団長 (兼方面隊長)	3 人	237,000 円	方面隊副隊長 (兼団本部)	8 人	170,000 円	分団長	2 5 人	129,000 円	副分団長	2 5 人	113,500 円	部 長	6 5 人	103,000 円	班 長	1 3 5 人	82,500 円	団 員	6 7 1 人	67,000 円			
職 名	定員(計 933 人)	報酬年額																												
団 長 (兼方面隊長)	1 人	250,000 円																												
副団長 (兼方面隊長)	3 人	237,000 円																												
方面隊副隊長 (兼団本部)	8 人	170,000 円																												
分団長	2 5 人	129,000 円																												
副分団長	2 5 人	113,500 円																												
部 長	6 5 人	103,000 円																												
班 長	1 3 5 人	82,500 円																												
団 員	6 7 1 人	67,000 円																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当の種類</th> <th>費用弁償額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動手当</td> <td>1 回につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>点検・訓練等手当</td> <td>1 回につき 2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	費用弁償額	出動手当	1 回につき 2,000 円	点検・訓練等手当	1 回につき 2,000 円																								
手当の種類	費用弁償額																													
出動手当	1 回につき 2,000 円																													
点検・訓練等手当	1 回につき 2,000 円																													
<p>行事については、通常点検は栃木市消防団として全体で実施し、夏季点検、操法大会等の実施方法については、合併後に検討する。</p>																														

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
【合併協定項目 25-9】 保健衛生事業	1 予防接種については合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・接種期間・委託料・自己負担額・扶助費については、統一する。 ・委託料については、関係機関と調整の上、合併時までに決定する。 ・委託料は、ワクチン代込みとして調整をする。 ・通知は、本庁及び総合支所毎に行う。 ・ポリオ（集団接種）は、本庁及び各総合支所での接種を基本とするが、どの会場でも接種できる体制とする。 ・MR(麻しん・風しん)は、個別接種とする。ただし、三期については、現状に合わせて集団接種との2本立てとする。 ・委託先（協力機関）は、医師会と契約する。ただし、市外の医療機関で接種件数が多い所は、個別に契約をする。 <p>詳細は、次ページのとおり。</p>

予防接種について

(単位：円)

	ポリオ	BCG		DTP 三種混合		DT 二種混合		麻しん		風しん		MR 麻しん、風しん混合		日本脳炎		インフルエンザ		小児インフルエンザ	
	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる	法定外予防接種 満1歳～就学前	
対象者	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		2回	
接種方法等	予防接種法に準ずる	予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる		予防接種法に準ずる 11月～1月		個別	
接種種別	集団	個別		個別		個別		個別		個別		個別(I、II、IV) 個別又は集団(III)		個別		個別		個別	
通知	個別	個別		個別		個別		個別		個別		個別		個別		広報紙		個別	
実施機関等	市の施設 嘱託医師	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関	市内 医療機関	市外 医療機関
自己負担	なし	なし	実費	なし	実費	なし	実費	なし	実費	なし	実費	なし	実費	なし	実費	1,000	実費	助成額 (2,000) を超えた 金額	実費
扶助費	—	—	7,500 限度	—	6,000 限度	—	6,000 限度	—	7,500 限度	—	7,500 限度	—	10,500 限度	—	7,500 限度	なし	3,500 限度	なし	2,000 限度
生保等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	4,500 限度	自己負担 分	実費額

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
	2 各種健（検）診については、合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、年度年齢（年度末にその年齢に達する者）に統一する。 ・受診は、本庁及び各総合支所を基本とするが、どの会場でも受診できる体制とする。 ・自己負担額は、診療報酬・1市3町・近隣市町の金額を参考に平成21年度の委託料を基に25%で調整する。ただし25%を下回っている市町がある場合には、激変緩和措置として低額市町の自己負担額とし3年後見直す。 ・委託先は、新市の健（検）診体制がとれる1機関とする。 ・実施回数・会場は、現状に合わせて調整をする。 ・健（検）診自己負担金免除については、栃木市の例による。 ・申し込み（電話・メール・窓口）・通知は、本庁及び総合支所毎に行う。 <p>詳細は、次ページのとおり。</p>

各種健（検）診について

項 目		対象年齢	実施方法	自己負担 (円)	
女性がん検診 (集団・個別)	子宮がん 検診	頸部（集団）	20 歳以上	集団検診	700
		頸部（個別）	20 歳以上	個別検診	1,300
		頸部＋体部（個別）	医師と相談の上		2,400
	乳がん 検診	視触診			
		超音波検査	30 歳～39 歳	集団検診	500
		マンモグラフィ ＋超音波検査	40 歳以上		1,000
結核検診		65 歳以上	巡回検診	無料	
肝炎ウイルス検診	B 型＋C 型	40 歳と 41 歳以上で過去に受診 したことの無い者	集団検診	600	
	B 型			100	
	C 型			500	
胃がん検診		40 歳以上	集団検診	800	
肺がん検診	X 線撮影	40 歳以上	集団検診	300	
	喀痰細胞診	40 歳以上		200	
大腸がん検診		40 歳以上	集団検診	300	
前立腺がん検診		40 歳以上	集団検診	400	
骨密度測定	dexa 法	20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳女性 及び 60, 65, 70 歳男性	集団検診	400	
	超音波法				
歯周疾患検診		30, 40, 50, 60, 70 歳	個別検診	1,000	
健康増進法に基づく健康診査		40 歳以上生活保護者	集団検診	無料	
		保険証の途中切り替え者で受 診機会のない者	個別検診	特定健診に準 ずる	
ヤング検診		20 歳～39 歳	集団検診	800	

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
<p>【合併協定項目 25-10】 障害者福祉事業</p>	<p>1 障害者自立支援法に関する事業については、合併時に再編する。ただし、障害者相談支援に関すること及び地域活動支援センターに関することについては、合併後速やかに再編する。</p>	<p>○自立支援給付に関すること</p> <p>1 介護給付・訓練等給付による障がい福祉サービスにおいて、相談、申請受理、受給者証交付については、本庁及び総合支所において行い、障がい程度区分認定調査、支給決定、給付費の支給等の経理については本庁において行う。</p> <p>2 利用者負担額助成については、栃木市における低所得者に対する利用者負担額の助成及び大平町における児童デイサービスに係る利用者負担額の助成を適用する。</p> <p>○身体障がい者（児）補装具の交付及び修理に関すること 藤岡町は1割自己負担としていたが、自己負担はなしとする。</p> <p>○コミュニケーション支援事業に関すること 栃木県社会福祉協議会への委託と現大平町直営の通訳者等の両方を継続して事業を実施する。</p> <p>(1) 1回あたりおおむね6時間以内、月40時間を限度とする利用時間を設ける。</p> <p>(2) 1回の報酬額は、1時間当たり1,500円とし、6,000円を限度とする。</p> <p>(3) 利用者負担は求めない。</p>

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
		<p>○重度身体障がい児・者 日常生活用具給付に関すること</p> <p>1 対象者 所得制限を設けない。 今まで、給付対象者ではなかった難病患者及び小児慢性特定疾患児については、難病患者等の生活支援のため新たに給付対象者とする。</p> <p>2 日常生活用具について 給付種目・単価等は、1市3町とも同じため、現行のとおりとする。</p> <p>3 費用負担 原則として1割を自己負担とする。ただし、生活保護受給者、市民税非課税の者（未成年の場合はその世帯の生計中心者）については、自己負担を免除する。また、ストマ用装具、収尿器の給付については、所得に関係なく利用者に負担を求めない。</p> <p>○日中一時支援事業に関すること</p> <p>1 対象者 介護者不在のために見守り等が必要な市内在住の障がい児者</p> <p>2 支援内容 障がい児者の宿泊を伴わない短期入所 支援時間は午前6時から午後12時まで 食事、送迎、入浴の提供も可能</p> <p>3 基準単価 時間帯の設定は、利用者の負担を少なくするため区分の細かい栃木市の例により設定する。 単価は事業者の収入減とならないように、大平町、藤岡町の例により設定する。</p> <p>4 利用者負担 利用者負担の軽減を図るため、大平町、藤岡町、都賀町の例により上限月額を設定し、利用者が住民税非課税の場合は負担を求めない。</p>

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
		<p>○移動支援事業に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 外出時に適当な介護者がいない、市内居住の障がい児者 2 支援内容 医療機関受診、官公署用務、冠婚葬祭、その他社会生活上必要な外出、社会参加のための外出支援 営利目的、政治活動は支援対象外 移動の範囲は国内のみ、日帰りを原則とする。 一月の利用時間は、40 時間を限度とする。 3 基準単価 身体的に介護が必要でない者の単価は、現行のとおりとし、介護が必要な者の単価については、利用者の負担を少なくするため栃木市の例により設定する。 4 利用者負担 利用者負担の軽減を図るため、大平町、藤岡町、都賀町の例により上限月額を設定し、利用者が住民税非課税の場合は負担を求めない。



合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
		<p>○成年後見制度利用支援事業に関すること</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 市長による審判申立て 知的障がい・精神障がい等により判断不能な者であって、本人の代わりに審判申立を行う四親等内の親族がいない者</p> <p>(2) 費用助成</p> <p>① 生活保護受給者</p> <p>② 活用できる資産、貯蓄等がなく助成を受けなければ制度利用が困難な者</p> <p>2 助成対象となる費用</p> <p>(1) 市長が行う審判申立てに要する費用</p> <p>(2) 成年後見人等の報酬</p> <p>① 対象者が在宅の場合 上限月額 40,000 円</p> <p>② 対象者が施設入所の場合 上限月額 20,000 円</p>
	<p>2 市町が独自に行う障害者福祉事業については、合併時に再編する。</p>	<p>○特定患者介護手当に関すること</p> <p>1 支給額 特定患者1人につき月額3,000円 所得制限は設けない。</p> <p>2 支給月 4月及び10月とする。(それぞれ前月までの分を支給)</p>


合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
		<p>○福祉タクシー料金助成事業に関すること</p> <p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを持つ者 ○高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上 80 歳未満→月 4 回以上通院し、タクシー利用を必要とする者 ・80 歳以上→月 1 回以上通院し、タクシー利用を必要とする者 (申請時の直近 2 か月分の受診の証明 (レシートなど) により確認する。) <p>○所得制限は設けない。ただし、施設入所者は除く。</p> <p>2 給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人工透析者は年間 100 枚 (2) その他の者は 1 月当たり 4 枚 (年間 48 枚) (3) 乗車 1 回につき 1 枚のみ利用できる。 <p>3 給付額</p> <p>高齢者・障がい者とも 1 枚につき 500 円助成</p> <p>※ 都賀町の重度心身障害者福祉通院等助成事業は、この事業に統合する。</p>

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
		<p>○重度心身障がい児扶養手当の支給に関すること</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する障がい児（20歳未満）を養育する保護者に支給する。</p> <p>①身体障害者手帳1、2級所持者</p> <p>②療育手帳A（A1、A2）所持者 （施設入所者は除く）</p> <p>2 支給額 月額3,000円</p> <p>3 支給月 9月・3月（当該月までの分を支給）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 合併後は全市において総合福祉システムを利用する。</p> <p>(2) 都賀町の重度心身障害者介護手当は、当事業に統合する。</p>

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
【合併協定項目 25-11】 高齢者福祉事業	1 ・敬老祝金については、合併時に再編する。	<p>敬老祝金の対象者及び支給金額は次のとおりとする。</p> <p>85歳 10,000円</p> <p>90歳 20,000円</p> <p>95歳 30,000円</p> <p>100歳 100,000円</p> <p>101歳以上 50,000円</p> <p>①年度年齢で支給する。</p> <p>②基準日は9月1日とする。</p> <p>③支給要件として1年以上住所を有する者とする。</p> <p>④最高齢者、100歳到達者には、訪問し慶賀する。</p> <p>⑤初年度のみ経過措置として、前年度までの暦年等の変更により漏れてしまう者について、前年度の金額を支給する。(次ページのとおり)</p>

敬老祝金の経過措置

H22 年度～ (合併後)		<p style="text-align: center;">9/1 基準日</p> <p>4/1 3/31</p>	<p>年度年齢で支給 (国、県と同様)</p>
現況	栃木市	<p>4/1 3/31</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度年齢で支給 ・ 100 歳のみ
	大平町	<p>4/1 9/1 3/31</p> <p style="margin-left: 20px;">本年度支給 9/2以降 次年度支給</p> <p style="margin-left: 100px;">到達年齢</p> <div style="text-align: center; margin-left: 100px;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9/1 の到達年齢で支給 ・ 1 年以上住所のある者 ・ 年齢区切りあり
	藤岡町	<p>4/1 3/31</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度年齢で支給 ・ 100 歳のみ ・ 1 年以上住所のある者
	都賀町	<p>4/1 12/31 3/31</p> <div style="text-align: center; margin-left: 100px;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暦年齢で支給 ・ H21 年で支給条例改正あり ・ 1 年以上住所のある者 ・ 年齢区切りあり

 : 初年度フォロー分 (H21 年度の支給額で支給)

合併協定項目	調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載	具体的な調整結果
【合併協定項目 25-28】 社会教育事業	6 成人式については、合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後も各旧市町の独自性を尊重するため、当面旧市町単位で実施する。 ・旧市町ごとに新成人による実行委員会をつくる。 ・記念品については、予算を新成人一人当たり 800 円とし、旧市町の実行委員会の代表者により調整会議を行う。 ・記念写真については、予算化はせずに写真業者との個人対応とする。 ・その他、必要な経費については、実行委員会への負担金として予算化する。
	10 中央公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務、公民館を取りまとめる総括機能については、合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> 貸し出し事務及び公民館を取りまとめる総括機能については、次のとおりとする。 ・利用申し込みを 2 か月先の月末まで可能とする。 ・許可申請書等の様式を統一化する。 ・いずれの公民館でも使用を希望する公民館の予約・申請・許可を可能とする。 ・総括公民館については、位置・施設・駐車場等を考慮し栃木公民館が行う。

報告第10号

合併協定項目以外の主な調整結果について

合併協定項目以外の主な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成21年12月25日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長 日向野 義幸

合併協定項目以外の主な調整結果（Bランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
総務	93	執務時間に関する事	執務時間については、差異があるため、合併時に統合する。	執務時間については、市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
消防交通	19	消防団員の任用・サービスに関する事	消防団の組織再編に伴い、任用等についても、合併時に再編する。	○任用 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命する。その他の団員は次の資格を有する者のうちから、市長の承認後、団長が任命する。 ・当該消防団の区域内に居住又は勤務し、年齢18歳以上の者で、志操堅固で、かつ身体強健な者 ○サービス ・団長又は団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長にその旨を届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。
住民	6	市民無料法律相談に関する事	合併時に再編する。	本庁において毎月2回（第2・4金曜日）、大平総合支所において奇数月第3木曜日（隣保館事業）、藤岡総合支所において偶数月第3火曜日を実施する。
住民	8	総合相談に関する事	合併時に再編する。	本庁において、毎月2回実施する。大平総合支所において隣保館の生活困りごと相談を実施する。 各総合支所において実施する社会福祉協議会の困りごと相談と連携する。
住民	94	住民活動保険に関する事	藤岡町の例により合併時に再編する。	藤岡町の制度を例として、住民活動保険に加入する。

合併協定項目以外の主な調整結果（Bランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
住民	46	印鑑登録に関すること	合併時に再編する。	登録番号については、新たな番号を付番する。 印鑑登録証については、印鑑証明書発行時に旧登録証と新市の登録証を交換する。
環境	18	資源再利用化事業（集団回収）に関すること	合併時に再編する。	合併時に集団回収に関する報償金要綱を制定する。 回収量1kgにつき3円、1回当たりの回収量を500kg以上とし、1年間100,000円を限度とする。
高齢福祉	11	配食サービス事業に関すること	合併時に再編する。	配食と同時に利用者の安否確認も行う。 対象者：・65歳以上の独り暮らしの高齢者 ・高齢者のみの世帯に属する者 ・障害者等でこれらに準じる世帯に属する者 上記の者のうち食材の確保及び調理が困難な者に限る。 委託先：業者委託・社会福祉協議会委託と差異があるため地域の実情に応じて調整を図りつつ途切れないサービス提供を図る。 利用者負担：1食につき300円 回数：月～金の毎昼食の希望する日
高齢福祉	15	紙おむつ交付事業に関すること	合併時に再編する。	対象者：要介護3以上のものでおむつ等を必要とする者 ※2号被保険者も含む ※特に必要と認める者について配慮する。 支給額：現金（現況を確認し口座振込み） 月額 3,500円
高齢福祉	36	在宅ねたきり老人等介護手当支給事業に関すること	合併時に再編する。	対象者：要介護3以上の老人等を在宅で介護している同居者 ※2号被保険者も含む 支給額：現金（現況を確認し口座振込み） 月額：3,000円 年2回支給

合併協定項目以外の主な調整結果（Bランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
児童福祉	40	地域子育て支援センター事業に関すること	合併時に再編する。	<p>地域子育て支援センターの業務内容は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0才から6才までの親子の交流の場として、年齢に応じたしつけやあそびの指導を行う。 ・業務にあたっては、今までの実績を踏まえ、地域性を生かして実施する。（事業内容・休館日・開館時間・職員体制等） ・横の連絡を密にし、業務内容の向上に努める。
児童福祉	55	児童館に関すること	合併時に再編する。	<p>各児童館の開館時間については、地域性を考慮し統一せず、現状通りとする。</p> <p>全児童館は日曜日を開館する。</p> <p>休館日については、各館の現状休館日、国民の祝日、12月29日から翌1月3日までの日とする。</p>
都市管理	6	市町道認定・変更・廃止に関すること	合併時に新市の市道を認定し再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市については現在の表示のままとする。 ・各町については現在の町道表示の頭に大平町→O、藤岡町→F、都賀町→Tを表記し、新市の道路認定とする。 <p>栃木市道 A123 号線 ⇒ 栃木市道 A123 号線 大平町道 123 号線 ⇒ 栃木市道 O123 号線 藤岡町道 1-123 号線 ⇒ 栃木市道 F1-123 号線 都賀町道①-123 号線 ⇒ 栃木市道 T①-123 号線</p>
学校教育	154	臨海自然教室に関すること	合併時に再編する。	<p>藤岡町及び都賀町の例により、事業の実施に係るバス借上げ料とリネン料を公費で支出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市小学校数 25校 ・参加予定児童数 約1,400名

合併協定項目以外の主な調整結果（Cランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
企画	114	ふるさと納税に関すること	1市3町の取扱いを同一にするため、従前の実績を尊重しつつ、合併時に再編する。	周知方法については、広報紙、ホームページを活用するとともに、リーフレットを作成し窓口への設置や各種イベントでの配布を行う。 指定内訳については、新市における政策に基づき設定するが、寄附者の意向を十分に反映できるものとする。 事務処理方法等については、これまでの実績を考慮し、栃木市の例により処理する。
総務	1	情報公開制度に関すること	合併時に再編する。	情報公開制度については、情報公開条例を整備し、合併の日に施行する。
総務	17	個人情報保護制度に関すること	合併時に再編する。	個人情報保護制度については、個人情報保護条例を整備し、合併の日に施行する。
消防交通	100	交通安全要望に関すること	交通安全設備の設置要望の手続きに差異があるため、合併時に再編する。	交通安全設備の設置・交通規制要望等については、本庁において、取りまとめて、管轄の警察署に要望する。
管財	37	電話交換及び電話施設に関すること	現行のとおり新市に引き継ぎ、各課直通電話と併せて代表番号も使用する。	現行の代表番号・各課直通電話を使用すると共に、光システムを利用した本庁舎・総合支所間の内線化を図る。
住民	16	戸籍届出・受付・記載事務に関すること（受附帳作成・戸籍記載）	戸籍届出・受付については、合併時に再編する。 記載事務については、現行のとおりとする。	戸籍届出・受付については、本庁、総合支所及び支所出張所において行うこととし、総合支所及び支所出張所においては、受付後、届出書を本庁へ送付する。 戸籍の記載事務等については、本庁において一括して行う。

合併協定項目以外の主な調整結果（Cランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
住民	43	住民基本台帳登録・異動処理事務に関すること	合併時に再編する。	本庁、総合支所及び支所・出張所で行うこととし、原則として公的な身分証明書により取扱う。 代理人申請については委任状を求める。
住民	45	住民票、戸籍謄・抄本、その他の証明交付事務に関すること	合併時に再編する。	本庁、総合支所及び支所・出張所で行うこととし、原則として公的な身分証明書により取扱う。 代理人請求については委任状を求める。 住居表示証明については、本庁のみで行う。
住民	63	火葬場使用許可に関すること	合併時に再編する。	許可証の発行については、本庁及び総合支所で行う。 火葬台帳については現行のとおり本庁に設置し、総合支所における予約の確認及び許可番号については、電話連絡により行う。
高齢福祉	12	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業に関すること	合併時に再編する。	対象者 在宅の寝たきり状態の高齢者利用者負担 本人一割負担 被保護世帯免除 委託業者 現契約業者を利用サービス回数 年2回まで

合併協定項目以外の主な調整結果（Cランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
高齢福祉	16	高齢者日常生活用具給付等事業に関すること	合併時に再編する。	<p>○助成用品</p> <p>対象者 おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮及び支援が必要な、要保護世帯・住民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者等。</p> <p>対象品目及び限度額</p> <p>電磁調理器 10,000円 火災警報器 7,000円 自動消火器 12,000円</p> <p>○レンタル用品</p> <p>対象者 おおむね65歳以上であって、在宅の要介護認定外の高齢者が下記の日常生活用具を使用することにより便宜が図られるものと認められた者</p> <p>対象品目、上限額及び期間</p> <p>電動小型吸引機 2,700円/月 6ヶ月まで 特殊寝台 13,500円/月 6ヶ月まで じょくそう予防用具 5,400円/月 6ヶ月まで 利用者負担 本人一割負担</p> <p>○補助金交付用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者手押し車 対象者 65歳以上で歩行等に際し杖等を必要とする者 補助金額 購入費の2分の1、上限7,500円 ・小型暖房器具 対象者 65歳以上の高齢者 対象品 電気のみを使った暖房器具 補助金額 購入費の2分の1、上限7,500円

合併協定項目以外の主な調整結果（Cランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
高齢福祉	22	老人福祉電話設置事業に関する こと	合併時に再編する。	現在の利用者があるうちは継続とする。 基本料金、通話料 600 円を補助
高齢福祉	40	いきいきデイサービス事業に関 すること	合併時に再編する。	対象者 介護保険認定外の日常生活に支障がある高齢者 利用者負担 本人一割負担被保護世帯免除 低所得者 1/2 減免 サービス回数 原則として週 1 回
社会福祉	114	未就学児ことばの教室の実施に 関すること	合併時に再編する。	○教室は、おおむね 5 歳以上の未就学児を対象に実施する。 ○教室は、栃木、大平、藤岡、都賀の 4 箇所で開催する。ただし、 大平については、従来の経緯を踏まえ、幼稚園、保育園での実施 も認めることとする。 ○教室での指導は、原則として指導員が行う。 ○指導員は 4 人体制とし、原則本庁に配置する。 ○ことばに関する相談、申請は、本庁及び総合支所で受ける。た だし、専門的な相談は本庁の専門員が対応する。
保健	31	母子健康手帳交付に関する こと	合併時に再編する。	・交付場所は、本庁・総合支所(藤岡町出張所 2 箇所含)とする。 ・次の関係書類を統一する。 母子健康手帳・妊娠届出書(アンケート含)・母子手帳発行台帳 妊婦健康診査受診券・保健事業等の配布物
保健	166	先天性股関節脱臼健診に関 すること	合併時に再編する。	・医師会と委託契約し、医師会に加入していない病(医)院等は個別 契約とする。 ・委託医療機関は、整形外科医のいる病(医)院とする。 ・委託料は、医師会の代表と協議する。 (レントゲン有：6,600 円 レントゲン無：4,450 円) ・個人通知は、本庁・総合支所毎に行う。 ・支払いは、本庁が行う。

合併協定項目以外の主な調整結果（Cランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
保健	167	ブックスタートに関すること	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9か月健診で行う。 ・ 絵本は、3種類の中から選ぶ。 ・ 絵本は、本庁で一括購入する。 ・ 絵本は、ハードカバーとする。
保健	124	乳幼児指導に関すること	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問基準の統一をする。 <p>妊婦訪問事業：妊婦健康診査の結果要支援者・若年妊娠・高齢妊娠・精神疾患患者・未入籍者・外国人等</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業：生後4か月までの乳児</p> <p>新生児産婦訪問事業：新生児28日以内・産婦1年以内</p> <p>乳幼児訪問事業：要支援児及びその養育者等</p>
保健	178	妊産歯科健康診査に関すること	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別健診として行う。 ・ 新市の歯科医師会と委託契約する。 ・ 委託料は、歯科医師会代表と協議する。 ・ 支払いについては、本庁が行う。
保健	177	乳幼児発達相談に関すること	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催場所は、区域を2箇所に分け行う。 栃木会場(栃木市・都賀町)：12回 大平会場(大平町・藤岡町)：6回 ・ 二次健診として行う。 ・ 二次健診のスクリーニングは本庁・総合支所毎に行う。
保健	34	両親（母親）等教室に関すること	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催場所は、4箇所とする。 栃木市(4コース) 大平町(2コース) 藤岡町(1コース) 都賀町(1コース) ・ 1コース(4回)とする。 ・ 住所に関係なくどの会場でも受講できるものとする。 ・ 対象者：妊婦・夫及びその家族とする。 ・ 原則同一会場の参加とする。

合併協定項目以外の主な調整結果（Cランク）

分科会名	事務事業番号	事務事業名	調整の方針	具体的な調整結果
保健	36	子育て相談に関する事	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> ・開設場所は、4箇所とする。 ・開催回数：48回/年（1市3町毎 1回/月） 栃木市（第1週月曜） 大平町（第2週月曜） 藤岡町（第3週月曜） 都賀町（第4週火曜） ・開催日が休日の場合は、原則翌日開催とする。 ・名称を「子育てサロン」に統一する。 ・個別相談・身体計測は統一項目とするが、その他は従来の内容をいかして行う。 ・住所に関係なくどの会場でも参加できるものとする。
農業委員会	65	農業委員会補助員に関する事	1市3町で、報酬、関係部署等に差異があるため、合併時に再編する。	名称は、農業委員会補助員とする。 農家集落ごとに1人配置する。 農業委員選挙人名簿登載申請書の配布・回収、農地関係調査等を行う。 報酬は、定額分と担当農家戸数分で額を決める。
学校教育	85	心の教室相談員に関する事	合併時に再編する。	各市町の配置状況に差異があるが、県のスクールカウンセラー等と連携し、児童生徒、保護者等の相談支援業務を充実させるため、引き続き配置する。
学校教育	170	児童生徒防犯ブザーに関する事	合併時に再編する。	新入学児童に対して、防犯ブザーを配付し、児童生徒の登下校時の安全を確保する。

報告第 1 1 号

新市の組織機構について

新市の組織機構について、別紙のとおり報告する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

新市の組織機構について

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市を参考に部制を執るものとする。
- 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。

を合併の調整方針としている。

◆ 組織・機構の考え方

新市の行政組織・機構については、

- ① 従来の行政サービスを低下させない組織・機構
- ② 市民にとって分かりやすく、利用しやすい組織・機構
- ③ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織・機構
- ④ 指揮命令系統が明快な組織・機構
- ⑤ 簡素で効率的な組織・機構

を目指す必要がある。

また、住民アンケートの「合併に対して何を期待しますか。」の問いに対して、

- ・行政組織の再編により、中長期的に職員人件費を節減できる。
- ・特別職のポスト数の減少により、市長や町長、議員などの減ができる。
- ・行政組織や事務の見直し、公共施設の再編などにより財政の効率化ができる。

を選択された方が、合わせて50パーセントを占めていた。

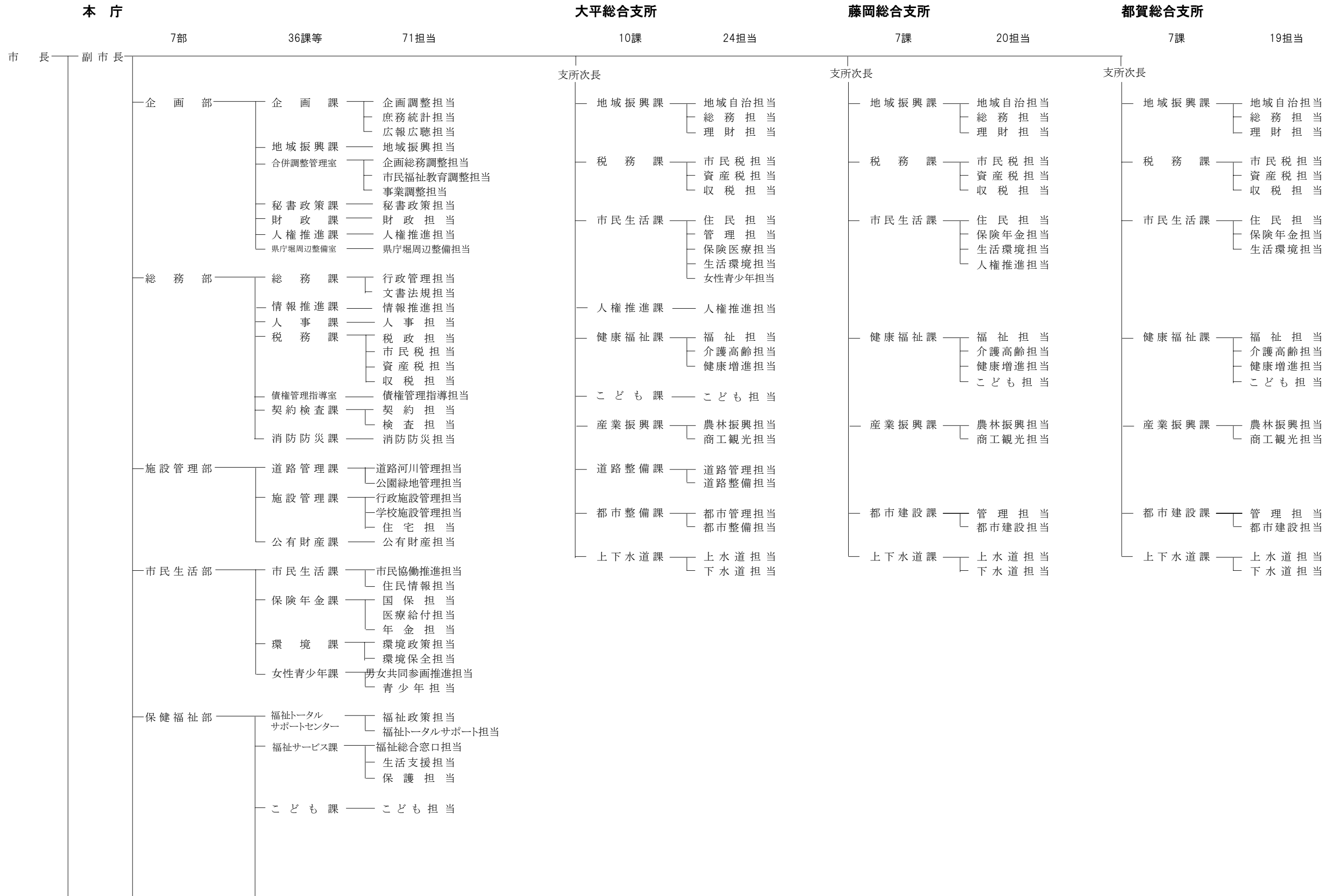
これらを踏まえ、新市の行政組織・機構については、総合支所（各町）からスタッフ部門、行政委員会、その他一部、一元化、効率化が図られる業務を本庁に集約し、スリム化、効率化（合併によるメリット）を図るとともに、現在の行政サービスについて低下させることのないよう努めた。

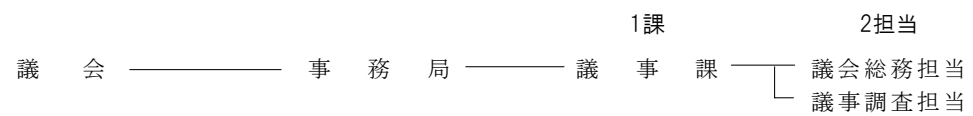
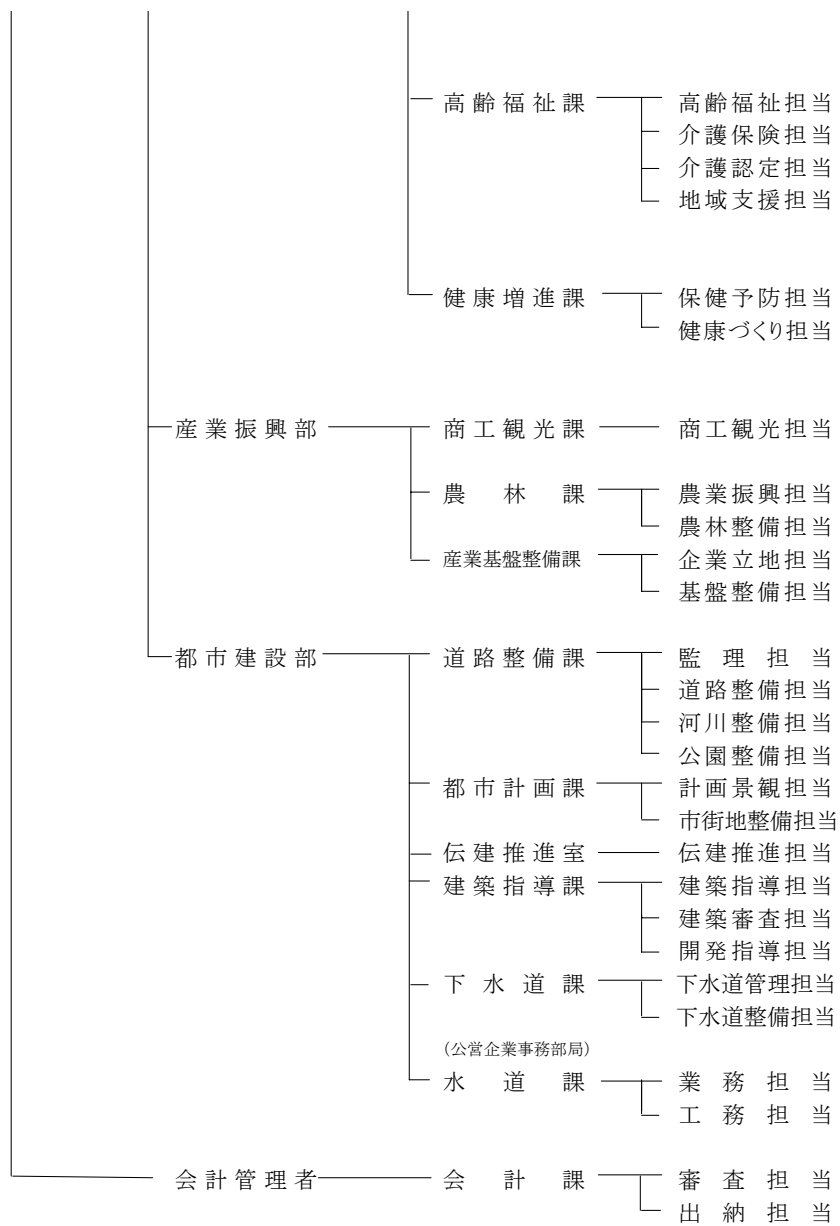
また、平成の合併時に地域自治区を設置し、総合支所方式を採用した合併後13万人規模の総合支所組織を見ると、課の名称がほぼ統一された形で、市民に分かりやすいものとなっている。

課の名称を統一することは、利便性の向上と市民サービスの向上に繋がるものであるため、この考えを新市組織機構検討においても取り入れ、各町の地域の実情を考慮し、別添「栃木市組織機構図」を策定した。

※ 現在、国において議論されている「第二期地方分権改革」の動向及び今後の合併事務調整結果により組織を見直すことがある。

栃木市組織機構図





1課

2担当

本庁

大平教育支所

藤岡教育支所

都賀教育支所

5課

15担当

2課

4担当

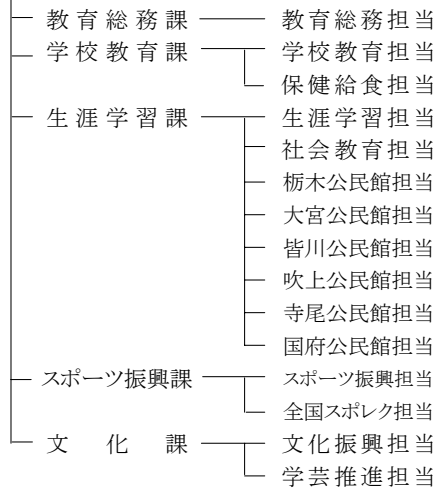
2課

3担当

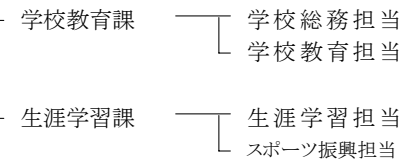
2課

3担当

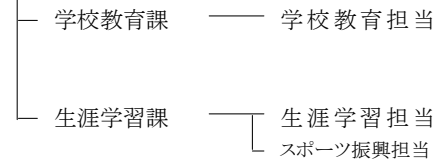
教育委員会—教育長—教育次長



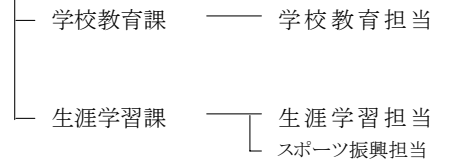
支所長



支所長



支所長



1課

1担当

選挙管理委員会 — 事務局 — 次長 — 選挙担当

1課

1担当

監査委員 — 事務局 — 次長 — 監査担当

公平委員会

固定資産評価審査委員会

1課

1担当

農業委員会 — 事務局 — 農地振興担当

新市の組織と主な取扱い業務

本庁

部名等	課名等	担当名等	主な取扱い業務
企画部	企画課	企画調整担当	総合計画、首都圏計画、国際交流、国内交流 など
		庶務統計担当	基幹統計、自主統計 など
		広報広聴担当	広報紙の発行、広聴事業、自治会、請願、陳情 など
	地域振興課	地域振興担当	各地域自治区との連絡調整、地域分権 など
	合併調整管理室	企画総務調整担当	合併調整事項の進捗管理 など
		市民福祉教育調整担当	合併調整事項の進捗管理 など
		事業調整担当	合併調整事項の進捗管理 など
	秘書政策課	秘書政策担当	秘書業務、名誉市民、緊急の事項の総合調整 など
	財政課	財政担当	財政計画、予算編成、財政運営 など
人権推進課	人権推進担当	人権教育、人権問題審議会、厚生センター など	
県庁堀周辺整備室	県庁堀周辺整備担当	県庁堀周辺の整備 など	
総務部	総務課	行政管理担当	市章、行政組織、事務分掌、行政改革、地方分権 など
		文書法規担当	条例等の審査、情報公開、個人情報保護、文書管理 など
	情報推進課	情報推進担当	情報システム等の管理、情報セキュリティ など
	人事課	人事担当	職員の人事・給与・安全衛生、福利厚生、研修 など
	税務課	税政担当	軽自動車税・入湯税等の賦課、税諸証明交付 など
		市民税担当	市民税・国民健康保険税・介護保険料等の賦課 など
		資産税担当	固定資産税・都市計画税等の賦課 など
		収税担当	市税の徴収・督促・滞納処分、納税相談 など
	債権管理指導室	債権管理指導担当	市債権の管理指導 など
	契約検査課	契約担当	建設工事等の入札・契約 など
検査担当		建設工事の検査・指導、技術専門研修 など	
消防防災課	消防防災担当	消防団、防災対策、災害対策本部、自衛官募集 など	
施設管理部	道路管理課	道路河川管理担当	市道の認定、道路河川の維持管理・市道の占用許可 など
		公園緑地管理担当	公園緑地の維持管理、緑化の推進 など
	施設管理課	行政施設管理担当	庁舎・庁用車等の管理、市有建築物の設計 など
		学校施設管理担当	学校施設の営繕 など
		住宅担当	住宅資金の貸付、市営住宅の建設・管理 など
公有財産課	公有財産担当	普通財産の取得・管理・処分、土地開発公社 など	
市民生活部	市民生活課	市民協働推進担当	行政相談、市民協働の推進、NPO 法人の設立 など
		住民情報担当	住民異動届、戸籍・住民票の交付、戸籍記載、外国人登録 など
	保険年金課	国保担当	国民健康保険の加入・脱退手続 など
		医療給付担当	児童・妊産婦医療費助成、後期高齢者医療 など
		年金担当	年金の加入・脱退手続、老齢福祉年金
	環境課	環境政策担当	環境基本計画、地球温暖化防止、環境審議会 など
		環境保全担当	公害対策、斎場・市有墓地・聖地公園の管理 など
	女性青少年課	男女共同参画担当	男女共同参画、女性団体の指導助言、働く婦人の家 など
		青少年担当	青少年健全育成、青少年団体の指導助言 など

※ 国において議論されている「第二期地方分権改革」の動向及び今後の合併事務調整結果により内容を見直すことがあります。

部名等	課名等	担当名等	主な取扱い業務
保健福祉部	福祉トータルサポートセンター	福祉政策担当	児童福祉施設等の整備、民生委員、災害救助 など
		福祉トータルサポート担当	発達障がいを含む障がい児（者）等の相談・支援 など
	福祉サービス課	福祉総合窓口担当	児童手当、児童扶養手当、障がい者自立支援医療 など
		生活支援担当	児童虐待、障がい福祉サービスの相談・調査・判定 など
		保護担当	生活保護、浮浪人、行旅死病人 など
	こども課	こども担当	こどもの総合相談、保育所、児童館、子育て支援 など
	高齢福祉課	高齢福祉担当	高齢福祉、老人福祉センター、敬老祝賀 など
		介護保険担当	介護保険事業の企画運営、地域密着型サービス事業 など
		介護認定担当	介護認定、認定申請者の資格管理、訪問調査 など
		地域支援担当	地域支援事業、特定高齢者の在宅支援 など
	健康増進課	保健予防担当	緊急医療、献血、特定健診、予防接種、感染症予防 など
健康づくり担当		栄養指導、精神保健、母子保健、乳幼児の発達支援 など	
産業振興部	商工観光課	商工観光担当	商工業の振興、計量、融資あっせん、観光の振興 など
	農林課	農業振興担当	農業振興地域、農林業の金融、家畜の保健衛生・防疫 など
		農林整備担当	農業農村整備事業、農業用水利、森林環境整備 など
	産業基盤整備課	企業立地担当	企業誘致 など
基盤整備担当		産業団地の計画・整備推進 など	
都市建設部	道路整備課	監理担当	土木事業の総合調整 など
		道路整備担当	道路・街路事業の企画・整備、災害復旧 など
		河川整備担当	河川・水路事業の企画・整備、災害復旧 など
		公園整備担当	公園・緑地の企画・整備 など
	都市計画課	計画景観担当	都市計画、都市景観、屋外広告物、地価公示 など
		市街地整備担当	土地区画整理、市街地再開発事業 など
	伝建地区推進室	伝建推進担当	伝統的建造物群保存地区の指定 など
	建築指導課	建築指導担当	建築物の許可・認定、道路位置指定、建築指導 など
		建築審査担当	建築物の審査・検査、優良新築住宅の認定 など
		開発指導担当	開発許可、優良宅地の認定、被災宅地危険度判定 など
	下水道課	下水道管理担当	下水道事業の企画・運営、下水道使用料、流域下水道 など
		下水道整備担当	下水道事業の計画・施行、排水設備の融資あっせん、浄化槽 など
	水道課	業務担当	事業計画、水道料金徴収、使用水量の計量 など
工務担当		水道建設・維持管理、給水装置、指定給水事業者 など	
会計管理者	会計課	審査担当	公金支出の審査、現金等保管 など
		出納担当	決算、物品の出納・保管、指定金融機関 など
議会事務局	議事課	議会総務担当	議員の福利厚生・共済、議員の研修、議場の管理 など
		議事調査担当	本会議などの運営、会議録の作成、公聴会 など
教育委員会事務局	教育総務課	教育総務担当	教育委員、奨学資金、通学区域、学校施設管理 など
	学校教育課	学校教育担当	教職員の研修、転校の手続、学級編制、教科書採択 など
		保健給食担当	学校給食、学校保健 など
	生涯学習課	生涯学習担当	生涯学習の推進、学校開放、学習相談事業 など
		社会教育担当	成人・家庭教育、視聴覚教育、コミュニティセンター など
		栃木公民館担当	公民館事業、社会教育団体の指導助言 など
	大宮公民館担当	公民館事業、社会教育団体の指導助言 など	

部名等	課名等	担当名等	主な取扱い業務
教育委員会事務局	生涯学習課	皆川公民館担当	公民館事業、社会教育団体の指導助言 など
		吹上公民館担当	公民館事業、社会教育団体の指導助言 など
		寺尾公民館担当	公民館事業、社会教育団体の指導助言 など
		国府公民館担当	公民館事業、社会教育団体の指導助言 など
	スポーツ振興課	スポーツ振興担当	生涯スポーツの振興普及、社会体育施設の管理 など
		全国スポレク担当	全国スポーツレクリエーション祭の準備 など
	文化課	文化振興担当	芸術文化の振興、埋蔵文化財、郷土資料の収集 など
学芸推進担当		芸術作品等の調査・研究、美術館、図書館、文化会館	
選挙管理委員会事務局		選挙担当	直接請求、選挙に関する事務、選挙の啓発 など
監査委員事務局		監査担当	事務・事業執行の監査、現金出納検査 など
農業委員会事務局		農地振興担当	農地法事務、農業者年金、農業経営の合理化 など

大平総合支所

支所名	課名等	担当名等	主な取扱い業務
大平総合支所	地域振興課	地域自治担当	地域自治区の総合調整・振興、地域協議会の事務 など
		総務担当	文書管理、消防団方面隊、地域防災、選挙事務 など
		理財担当	庁舎の管理、物品の購入・管理、法定外公共物の払下げ など
	税務課	市民税担当	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の調査事務 など
		資産税担当	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調査事務 など
		収税担当	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分 など
	市民生活課	住民担当	住民異動届、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付 など
		管理担当	外国人登録、国民年金、自衛隊父兄会 など
		保険医療担当	国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・妊産婦医療費助成、重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成 など
		生活環境担当	消費者行政、環境美化、墓地の管理 など
		女性青少年担当	男女共同参画、女性団体の指導助言、青少年健全育成、青少年団体の指導助言 など
	人権推進課	人権推進担当	人権教育、隣保館、集会所、住宅新築資金貸付事業 など
	健康福祉課	福祉担当	地域福祉、生活保護、災害救助、障がい福祉 など
		介護高齢担当	介護保険、高齢者福祉、地域包括支援センター など
		健康増進担当	健康教育、保健指導、健康相談、母子保健、予防接種 など
	こども課	こども担当	児童福祉、児童手当、児童扶養手当、保育所 など
	産業振興課	農林振興担当	農林畜産業の振興、農道整備、耕作証明、農家証明 など
		商工観光担当	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興 など
	道路整備課	道路管理担当	道路・橋りょう・河川・水路の管理・占用許可、法定外公共物の用途廃止 など
		道路整備担当	道路・橋りょう・河川・水路の整備、災害復旧 など
	都市整備課	都市管理担当	市営住宅等の管理、住宅建築に係る相談 など
都市整備担当		公園等の整備、土地区画整理事業 など	
上下水道課	上水道担当	水道施設の整備・維持管理、水道料金徴収、給水装置 など	
	下水道担当	下水道施設の整備・維持管理、下水道料金徴収、農業集落排水、浄化槽 など	

藤岡総合支所

支所名	課名等	担当名等	主な取扱い業務
藤岡総合支所	地域振興課	地域自治担当	地域自治区の総合調整・振興、地域協議会の事務 など
		総務担当	文書管理、消防団方面隊、地域防災、選挙事務 など
		理財担当	庁舎の管理、物品の購入・管理、法定外公共物の払下げ など
	税務課	市民税担当	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の調査事務 など
		資産税担当	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調査事務 など
		収税担当	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分 など
	市民生活課	住民担当	住民異動届、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、外国人登録 など
		保険年金担当	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦医療費助成、重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、国民年金、老齢福祉年金 など
		生活環境担当	男女共同参画、女性団体の指導助言、行政相談、消費者行政、環境美化、墓地の管理 など
		人権推進担当	人権教育、隣保館、集会所 など
	健康福祉課	福祉担当	地域福祉、生活保護、災害救助、障がい福祉 など
		介護高齢担当	介護保険、高齢者福祉、地域包括支援センター など
		健康増進担当	健康教育、保健指導、健康相談、母子保健、予防接種 など
		こども担当	児童福祉、児童手当、児童扶養手当、保育所 など
	産業振興課	農林振興担当	農林水産業の振興、農道整備、耕作証明、農家証明 など
		商工観光担当	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興 など
	都市建設課	管理担当	道路・橋りょう・河川・水路・公園の管理・占用許可、法定外公共物の用途廃止 など
		都市建設担当	道路・橋りょう・河川・水路・公園の整備、災害復旧 など
	上下水道課	上水道担当	水道施設の整備・維持管理、水道料金徴収、給水装置 など
		下水道担当	下水道施設の整備・維持管理、下水道料金徴収、農業集落排水、浄化槽 など

都賀総合支所

支所名	課名等	担当名等	主な取扱い業務
都賀総合支所	地域振興課	地域自治担当	地域自治区の総合調整・振興、地域協議会の事務 など
		総務担当	文書管理、消防団方面隊、地域防災、選挙事務 など
		理財担当	庁舎の管理、物品の購入・管理、法定外公共物の払下げ など
	税務課	市民税担当	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の調査事務 など
		資産税担当	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調査事務 など
		収税担当	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分 など
	市民生活課	住民担当	住民異動届、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、外国人登録、人権教育 など
		保険年金担当	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦医療費助成、重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、国民年金、老齢福祉年金 など
		生活環境担当	行政相談、消費者行政、環境美化、墓地の管理 など
	健康福祉課	福祉担当	地域福祉、生活保護、災害救助、障がい福祉 など
		介護高齢担当	介護保険、高齢者福祉、地域包括支援センター など
		健康増進担当	健康教育、保健指導、健康相談、母子保健、予防接種 など
		こども担当	児童福祉、児童手当、児童扶養手当、保育所 など
	産業振興課	農林振興担当	農林水産業の振興、農道整備、耕作証明、農家証明 など
		商工観光担当	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興 など
	都市建設課	管理担当	道路・橋りょう・河川・水路・公園の管理・占用許可、法定外公共物の用途廃止 など
		都市建設担当	道路・橋りょう・河川・水路・公園の整備、災害復旧 など
	上下水道課	上水道担当	水道施設の整備・維持管理、水道料金徴収、給水装置 など
		下水道担当	下水道施設の整備・維持管理、下水道料金徴収、浄化槽 など

大平教育支所

支所名	課名等	担当名等	主な取扱い業務
大平教育支所	学校教育課	学校総務担当	奨学資金、学校施設管理 など
		学校教育担当	転校の手続、就学援助、学校保健、学校給食 など
	生涯学習課	生涯学習担当	生涯学習の推進、学校開放、学習相談事業、公民館事業、社会教育団体の指導助言、図書館、歴史民俗資料館 など
		スポーツ振興担当	生涯スポーツの振興普及、社会体育施設の管理 など

藤岡教育支所

支所名	課名等	担当名等	主な取扱い業務
藤岡教育支所	学校教育課	学校教育担当	奨学資金、学校施設管理、転校の手続、就学援助、学校保健、学校給食 など
	生涯学習課	生涯学習担当	生涯学習の推進、学校開放、学習相談事業、公民館事業、青少年健全育成、社会教育団体の指導助言、図書館、歴史民俗資料館 など
		スポーツ振興担当	生涯スポーツの振興普及、社会体育施設の管理 など

都賀教育支所

支所名	課名等	担当名等	主な取扱い業務
都賀教育支所	学校教育課	学校教育担当	奨学資金、学校施設管理、転校の手続、就学援助、学校保健、学校給食 など
	生涯学習課	生涯学習担当	生涯学習の推進、学校開放、学習相談事業、公民館事業、男女共同参画、青少年健全育成、社会教育団体の指導助言、図書館、歴史民俗資料館 など
		スポーツ振興担当	生涯スポーツの振興普及、社会体育施設の管理 など